



欧州委員会

ブリュッセル、XXX C(2
021) 2800/3

委任規則(EU)…/.

XXXの

経済活動が気候変動の緩和又は気候変動の適応に実質的に寄与すると認められる条件を決定し、かつ、経済活動が他の環境目的のいずれにも重大な損害をもたらさないか否かを決定するための技術的スクリーニング基準を設定することにより、欧州議会及び理事会の規則(EU)2020/852を補足する。

(EEA関連テキスト)

{SWD(2021) 152} –{SWD(2021) 153}

説明記憶

1. 委任されたACTの内容

1.1. 一般的な背景と目的

ヨーロッパ・グリーンディールは、2050年に温室効果ガスの純排出量がなく、欧州市民の環境と健康が保護され、天然資源の最も効率的かつ持続可能な利用によって経済成長が達成される、近代的で資源効率的かつ競争的な経済を持つ、公正で繁栄した社会へのEUの転換を目指す新たな成長戦略である。また、EUの自然資本を保護、保全、強化し、環境に関連するリスクや影響から市民の健康と福利を保護することも目的としている。そのためには、気候や環境問題をチャンスに変える必要があります。

その他のEUの優先課題としては、人々に役立つ経済の構築、EUの社会市場経済の強化、EUが将来に備え、安定性、雇用、成長、投資をもたらすことを確保するための支援などがある。これらの目標は、COVID-19のパンデミックによって引き起こされた社会経済的損害と、持続可能で包括的かつ公正な復興の必要性を考慮すると、特に重要である。従って、より持続可能な経済開発への移行をすべての人に公平かつ包摂的なものとするのが重要である。

欧州議会および理事会の規則(EU)2020/852(「タクソノミー規則」)は、2018年3月の欧州委員会の「持続可能な成長への資金供与に関する委員会の以前の行動計画」の一部として提案され、持続可能で包括的な成長を生み出すのを助けるために資本フローを方向転換することを目的とした、持続可能な資金供与のための野心的かつ包括的な戦略を開始した。タクソノミー規則は、持続可能な投資を拡大し、それゆえ、EUの気候及び環境問題への対応の一環として欧州グリーン取引を実施するための重要な推進力である。これは、環境的に持続可能であるとみなすことができる経済活動(すなわち、他の環境目的に重大な悪影響を与えることなく、気候変動の緩和などのEUの環境目的に実質的な貢献をすること)について、企業と投資家に統一された基準を提供し、そのような活動の分類の透明性と一貫性を高め、関連市場におけるグリーンウォッシングと分断化のリスクを制限することを目的としている。投資家は希望どおりに投資を継続することができ、タクソノミー規則は、特定の基準を満たす経済活動にのみ投資する義務を投資家に課すものではない。

COVID-19のパンデミックの経済的影響は、持続可能な開発の重要性と、我々の保健システムを含む我々の経済、ビジネス及び社会を気候及び環境のショック及びリスクに対してより強靱にするために、持続可能なプロジェクトに向けた資本の流れを方向転換する必要性を強調している。このように、欧州グリーンディールは、強固で持続可能な復興戦略を提供することができ、EUタクソノミーは、そのような復興を実現する上で金融市場の役割を促進する手段としての役割を果たすことができる。

タクソノミー規則は、環境的に持続可能なものとみなすために経済活動が満たさなければならない4つの条件を設定することにより、欧州連合タクソノミーの枠組みを確立する。資格活動は、

-

¹ 持続可能な投資を促進するための枠組みの確立、及び規則(EU)2019/2088(OJ L 198, 22.6.2020, p)の改正に関する欧州議会及び理事会規則(EU)2020/852 13).

- (i) 同規則第10条から第16条までに従い、タクソミー規則第9条に定める6つの環境目的の1つ又は複数に実質的に寄与する。
- (ii) 同規則第17条に従い、タクソミー規則第9条に定める他の環境目的のいずれにも重大な損害を与えないこと。
- (iii) タクソミー規則第18条に定める最低限の(社会的)保障措置に従って実施されること。
- (iv) タクソミー規則第10条(3)、第11条(3)、第12条(2)、第13条(2)、第14条(2)又は第15条(2)に従って委任された行為を通じて欧州委員会が設定した技術審査基準に適合する。技術的選別基準は、どのような経済活動がどのような条件下で活動するかを決定する経済活動の性能要件を規定する必要がある。
 - (i) 一定の環境目的に対して実質的な貢献をすること、及び(ii) 他の目的に重大な悪影響を及ぼさないこと。

この委任規則は、特定の経済活動が、気候変動の緩和及び気候変動への適応に実質的に寄与するとみなされ、また、これらの経済活動が他の関連する環境目的のいずれかに重大な損害を与えるか否かを決定するための技術的な選別基準を規定している。

タクソミー規則第19条(5)に従って、欧州委員会は、第10条(2)に従って経過的と表示された活動の場合は少なくとも3年ごとを含め、技術的選別基準を定期的に見直すものとし、適切な場合には、科学的及び技術的進歩に応じて、この委任規則を修正するものとする。これらの最新情報は、持続可能な金融プラットフォームからのインプットに基づいて作成されるものとし、基準を有する金融市場参加者の経験と、環境に調和した持続可能な経済活動への投資の投入への影響を考慮に入れるものとする。

1.2. 法的背景

本委任規則は、タクソミー規則第10条(3)および第11条(3)に定める権限に基づく。技術的選別基準は、同規則第19条の要件に従って設定される。

本委任規則は、2016年4月13日付の「より良い法の形成に関する機関間協定」第31条に従い、タクソミー規則の相互に関連する2つの権限、すなわち、気候変動緩和と気候変動適応の技術的選別基準に関する第10条(3)と第11条(3)を1つの法律に統合する。タクソミー規則は、欧州委員会に対し、2020年12月31日までにこれらの点について委任された法律を採択することを要求している。タクソミー規則における委任された行為を採択する更なる権限は、異なるスケジュールを有し、後の段階で行動することになる。これらの権限付与は、残りの環境目的に関する技術的審査基準、および非財務報告指令の対象となる企業が非財務諸表または連結非財務諸表において、その活動がタクソミーと整合的であるかどうか、またどの程度整合的であるかについて開示する情報に関連している。

2. 条約採択前の協議

この委任された法律は、2018年に設立された多様な民間および公共セクターの利害関係者で構成される委員会の専門家グループである持続可能な金融に関する技術専門家グループ(TEG)の提言に基づいている。TEGの使命には、欧州委員会が2018年5月の法案に沿ってEUタクソミーを策定することを支援し、欧州グリーン取引の目的を考慮することが含まれた。

TEGは、2018年12月及び2019年6月の報告書において、勧告の中間版を2つ公表した。どちらの報告も、フィードバックのためのオープンコールの対象となり、257件および830件の回答がそれぞれ受領された。TEGはまた、マンデート期間中、200人以上の専門家と協力して、気候変動の緩和と気候変動への適応のための技術的スクリーニング基準に関する勧告を作成した。また、利害関係者との会合を2回開催し、2019年6月及び2020年3月にTEG報告書について意見を聴取した。

2020年3月9日、TEGは最終報告2を公表した。加盟国は、2020年5月の加盟国専門家会合において、欧州議会のオブザーバーとともに、最終的なTEG勧告に関するフィードバックを提供する機会を与えられた。

委員会は、2020年3月に開始影響評価を公表し、COVIDの発生により2020年4月末までフィードバックする機会を延長した。

19名、回答者は409名であった。

ベター・レギュレーション・ルールに従い、委任された法律案は、ベター・レギュレーション・ポータルに掲載され、2020年11月20日から12月18日までの4週間のフィードバック期間が設けられた。計4,6591人の利害関係者がフィードバック3を提供した。また、2020年12月4日には、「持続可能な金融プラットフォーム」との間で、委任された法案についても議論が行われた。さらに、委任された法案は、2020年12月10日、2021年1月26日、2021年2月26日および2021年3月24日の加盟国専門家グループのいくつかの会合において、欧州議会の加盟国の専門家およびオブザーバーに提出され、議論された。

総じて、大量のフィードバックが寄せられ、より持続可能な経済活動に向けた資金の流れを支援し、欧州グリーンディールの下での移行を加速させる手段としてのタクソノミーの重要性が確認された。いくつかの懸念も表明され、多かれ少なかれ野心的な基準を提案する人々の間には大きな偏りがあった。いくつかの研究者は、様々な活動のための基準のいくつかの校正は、不十分な野心的なものであると考えた。一方、一部の基準は野心的すぎる、複雑すぎる、または狭すぎると考えているものもあった。また、タクソノミーの下で環境的に持続可能であるとはみなされない活動を行う利害関係者にとって、潜在的な意味合いについても懸念が示された。多くは、基準の使い勝手と技術的説明にも焦点を当てた。

受け取ったフィードバックを慎重に検討した結果、委任された規則全体を通じて、いくつかの基準の目標を定めた再校正、ならびにその他の改良および修正が行われた。これらは、多数の技術的な明確化と基準の簡素化、来たるべきレビューへの言及を含む既存の部門別法規との一貫性の向上、補助性を反映するための関連する国内要件、並びに移行的及び実施可能な活動と表示された活動を含む様々な活動の定義及び提示における一貫性の改善に関するものである。

エネルギー部門の基準が最も多くコメントされ、次いで農業と運輸が続いた。また、林業、製造業、建築物の基準にも多くのコメントが寄せられた。異なる部門にわたるフィードバックと主な変更の完全な要約は、本委任規則に伴う影響評価の付属書2.10に記載されている。

農業

² 報告書はhttps://ec.europa.eu/info/sites/info/files/business_economy_euro/banking_and_finance/documents/2003_09-sustainable-finance-teg-final-report-タクソノミー_en.pdfで入手できる。

³ 受け取ったすべてのコメントは、https://ec.europa.eu/info/law/better-regulation/have-yoursay/initiatives/12302-Climate-change-mitigation-and-adaptation-タクソノミー/feedback?p_id=16015203で入手できる。

共同農業政策(CAP)に関する交渉の更なる進展を待つ間、また、グリーンディールの環境と気候に関する野心を達成するために、様々な手段の間でより一貫性を達成するために、この機会に農業活動の基準を委任規則から削除することが決定された。

林業

提供されたフィードバックに基づいて、変更は、特に小規模な森林保有地の複雑性と負担を軽減し、森林の気候便益を実証するための期間を延長し、再生可能エネルギー指令のもとでの既存の持続可能性基準により依存し、実質的な環境貢献を確実にするために設計された主要な概念を明確にするために導入された。森林の持続可能性基準の将来の発展は、この委任規則の改訂において考慮される。

製造

フィードバックは、主に鉄鋼、アルミニウム、プラスチック、化学物質、その他の低炭素技術の製造基準に焦点を当てた。特に、反省の上、EU排出量取引制度(ETS)ベンチマークの使用が確認されたが、環境への野心を確保するための客観的な代替手段がなかった。この基準の将来の改訂では、ライフサイクル排出量と技術開発を考慮して、技術的スクリーニング基準が他の関連基準に基づくべきかどうかを検討する。例えば、異なる製造プロセスをより良く認識し、明確な活動を明確にし、いくつかの活動の範囲を広げるために、調整が導入された。例えば、水素の生産のための排出閾値を改定し、プラスチックや有機化学品の製造において持続可能な供給源を持つ食料や飼料作物を可能にする。

エネルギー

エネルギー活動における100gCO₂e/kWhのライフサイクル排出量の横断的な閾値が維持されたが、このレベルをはるかに下回る関連技術が明確に示された場合はこの限りではない。バイオエネルギーはもはや暫定的なものとしてラベル付けされておらず、バイオエネルギーの基準は適用されるEUの法律により密接に整合されているが、水力発電の基準はより状況に応じたものとされ、同様に既存のEUの法律により整合されている。

輸送

フィードバックの幅広い範囲と多様性に基づき、変更はほとんどが技術的なものであった。例えば、電化された鉄道やゼロテープ・エミッション輸送はもはや「移行的」と表示されず、気候変動適応付属書に水路インフラを含めることが拡大され、海上輸送活動の生物多様性に対するDNSHの基準が改善され、モーダルシフトにおけるその役割を反映するために都市間コーチの基準が調整された。

建物

このフィードバック、特に建物の取得・所有についてのフィードバックを踏まえ、TEGの提案に従い、エネルギー性能上位15%に入る建物を国・地域レベルで含めることとした。また、建物の水使用基準やエネルギー効率機器などの技術的な調整も導入された。

横の問題 – タクソノミー-alignedとして何を数えるかを決定するための基準の使用

フィードバックに関わる主要な関心事は、経済事業者が自らの活動をいつ、どのようにタクソノミー-alignedとみなすことができるかということである。これはまた、タクソノミーの枠組みとより広範な持続可能な金融の枠組みが、どのように資金調達を可能にするかを明確にする必要性からも生じる。

異なる出発点における企業の移行については、委任規則に付随するコミュニケーションの中で、話題がさらに取り上げられた。

タクソミー規則第8条は、非財務報告指令の対象となる事業者に対し、技術審査基準に従い、自らの活動が環境に調和した持続可能な経済活動とどのように、どの程度関連しているかを開示することを求めている。第8条2項は、特に非金融事業者は、タクソミーに含まれる活動に関連する売上高、資本支出(設備投資)及び運営支出(オペックス)の比率を開示することを規定している。第8条4項は、非金融事業者によって開示される情報の内容、提示および方法を特定し、NFRDの対象となる金融事業に対する同等かつ適切な情報要件を定義する委任された法律を欧州委員会が採択する権限を付与している。したがって、第8条(4)に基づく次の委任された行為は、この委任された規則に含まれる活動に関連する売上高および支出がいつ、どのようにタクソミー-alignedとみなされるかを規定する。以下のパラグラフは、いくつかの例と共に、示唆的な説明を提供するが、フィードバックの結果として、本委任規則の技術的選別基準に加えられた変更には関係しない。

ある活動がこの委任規則の技術的選別基準に適合する場合、企業は、これらの活動からの売上高、並びにこれらの活動の拡大及びこれらの活動の維持に関連する設備投資(及び具体的な事業支出)の両方をタクソミー-alignedに応じてタクソミー-alignedとして算定することができるべきである。従って、企業は、タクソミー-alignedの製品またはサービスの販売からの売上高、ならびにサービスまたは製造工程の維持および/または拡大に関連する支出をタクソミー-alignedに応じて計算することができる。しかし、気候変動への適応という環境目的のためには(活動を可能にするためのものでない限り)、気候変動に強靱な活動を行うことに関連する支出のみを計上すべきであり、他の環境目的に実質的に貢献するために環境的に持続可能であるとみなされない限り、その活動に関連する回転率を計上すべきではない。これは、更なる基準を含めずに「適応した」活動全体からの回転を考慮に入れることは誤解を招く可能性があるためである。ある活動の適応に対する「実質的な貢献」がなされれば(すなわち、それが気候変動に対して回復力を持つようになった)、ほとんどの場合、その活動に関連する回転(環境上の便益を持つかもしれないし、持たないかもしれない)が緑色に数えられる可能性は低いからである。したがって、例えば、気候変動緩和に実質的に寄与する基準を満たさないが、気候変動に対する回復力を高めるために改修されている製造プラントは、そのプラントが気候回復力を有するものにされた後でさえ、その改修に関連する支出を数えることができるが、製造業者としてのその活動に関連する回転率を数えることはできない。

さらに、実質的寄与のための技術的選別基準にまだ準拠していない活動を実施する企業が、定められた期間にわたって基準に準拠するための投資計画を設定する場合、企業は、計画に定められた活動の環境パフォーマンスの改善に関連する支出(設備投資および関連するオペックス)をタクソミー-alignedに応じて計算することができる。これにより、企業は、投資家や貸し手に対して、自社の計画がタクソミーの整合性を保つように信頼できる形で伝えられるようになり、現在の環境パフォーマンスからタクソミー基準で設定されたパフォーマンス水準へと活動を向上させることを目的とした取り組みが認められるようになる。しかしながら、ある活動が基準に適合するまでは、その活動からの代謝回転はタクソミー-alignedとしてカウントすることはできない。このような回転率は、アクティビティが基準を満たした後、つまり計画が成功裏に実施された後にのみカウントすることができる。最後に、タクソミーに含まれていない部門で活動している事業者は、タクソミー-alignedとして、タクソミー-alignedな他の活動のアウトプットの購入における支出を開示することもできる。このように、その活動がタクソミーの対象とされていない企業

例えば、ソーラーパネル、エネルギー効率の良い暖房システム、またはこれらの活動のためのタクソミー基準に準拠する製造業者からのエネルギー効率の良い窓の購入および設置に関連する支出をタクソミー-alignedに応じて計上し、開示することができる。

3. 影響評価

委員会は、委任規則に通知し、これに添付するために、比例的な影響評価を実施した。影響評価では、EUタクソミーの主要な要素がタクソミー規則の中で欧州議会および理事会によって設定されていることを考慮した。規制は、特に、環境目的、実質的な貢献の概念及び「重大な害を及ぼさない」という概念、並びに技術的選別基準の要件を定めている。これらの要件は、委任規則を策定するにあたり、欧州委員会の裁量の枠組みとなっている。

影響評価では、この委任規則の主な技術的インプット、すなわちTEGが実施した準備作業を詳細に検討した。TEG報告書は、セクターと経済活動を選択するための方法論を提供した。また、気候変動の緩和に大きく貢献する70の経済活動と、気候変動への適応に大きく貢献する68の経済活動について、技術的スクリーニング基準に関する勧告も提供した。最終報告書では、経済活動を分類するためのNACEコードの使用に関する詳細な勧告と、企業や金融市場参加者によるEUタクソミーの適用のためのユーザビリティガイドも盛り込まれた。

影響評価は、欧州委員会は一般にTEGの勧告に従うべきであると結論付けたが、タクソミー規則、特に第19条に規定されている技術的審査基準の要件をより整合させるために、この委任規則は、場合によってはTEG報告書から逸脱すべきであると結論付けるのに役立った。影響評価では、EUのタクソミーの一貫性を維持しつつ、大きな可能性を持つ更なる活動をカバーするために、気候変動緩和と気候変動への適応のための追加的な活動を含めるよう勧告された。TEG報告書の活動の中には、複雑で詳細な技術的評価をまだ完了する必要があるものがあり、本委任規則には含まれていないものもある。

さらに、添付の影響評価の分析は、特定の活動に対する気候変動緩和と気候変動適応への実質的な寄与を定義するための一定の基準をどのように設定するかを教えてくれた。また、ユーザビリティと均衡性を確保するために、TEG勧告と比較して「重大な有害性なし」の基準にもいくつかの変更がなされた。

技術審査基準に関するTEG勧告は、影響評価報告書において、タクソミー規則第19条の詳細な要件に照らして適正に評価された。特に、分析は、EUの法律と整合的であると考えられる基準を維持し、高いレベルの環境野心を反映し、公平な競争条件を促進し、経済運営者や投資家が利用しやすいと考えられる基準を維持した。

欧州連合タクソミーの有効性は、市場参加者によるその取り込みにかかっている。欧州委員会は、影響評価の一環として、タクソミー規則の要件に対する技術的選別基準の適合に焦点を当て、提案された手法の潜在的な利益と費用の指標的な分析を行った。この較正は、持続可能な投資に関する意思決定を行う際に、市場参加者に関連情報を提供する、強固な技術的スクリーニング基準をもたらすことによって、取り込みのレベルに影響を与える可能性がある。したがって、タクソミー基準によって提供される透明性と一貫性の向上は、投資家が特定し、企業が資金を調達するためのコストを削減する可能性が高い。

環境に調和した持続可能な活動 環境的・社会的便益は、環境的に持続可能な活動への資金の流れの増加から生じる可能性が高く、それによって、よりクリーンで健康で、より気候に強靱な生活環境を提供する助けとなる。

委任された規制自体は、新たな直接的なコストを生み出すものではない。しかしながら、費用は、タクソミー規則の要件、特に非財務報告指令の適用範囲に属する企業、および金融市場参加者がタクソミー-relevant情報を収集し、開示するための要件から生じる。これは、これらの規定の範囲内の事業体の一時的な費用と継続的な費用の両方を意味する。

最初の否定的見解に続いて、影響評価は、規制調査委員会への2回目の提出時に留保されながら、肯定的見解を受けた。

理事会の2つの意見を受けて、報告書は様々な面で改善された。特に、気候変動の緩和と気候変動への適応の両方について、セクターと経済活動を優先順位付けし、含める論理がより明確に説明された。タクソミー規則の要件に対する技術的選別基準の評価が強化され、基準を設定するための様々なアプローチの評価のための分析的根拠がより実証された。同様に、TEGの勧告からの逸脱の説明は、推奨される技術的選別基準とその後の逸脱がタクソミー規則の要件とどのように整合するかに関してなされた。EUタクソミーによる経済のカバー率の推定値は、影響評価報告書でより詳細に提示された。概して、タクソミーの基準の適用に関して、より詳細な説明および例示が含まれていた。さらに、モニタリングと評価の枠組みを改良した。特に、持続可能な資金に関するプラットフォームが、EUタクソミーの意図しない影響に関する利害関係者の懸念について、技術的かつ適切なフィードバックを行うことを可能にするメカニズムが提案された。

4. 委任されたACTの法的要素

委任された行為を採択する権利は、タクソミー規則第10条(3)及び第11条(3)に規定されている。

第1条は、気候変動緩和のための技術的スクリーニング基準を定めている。第

2条は、気候変動への適応のための技術的スクリーニング基準を定めている。

XXXの

経済活動が気候変動の緩和又は気候変動の適応に実質的に寄与すると認められる条件を決定し、かつ、経済活動が他の環境目的のいずれにも重大な損害をもたらさないか否かを決定するための技術的スクリーニング基準を設定することにより、欧州議会及び理事会の規則(EU)2020/852を補足する。

(EEA関連テキスト)

欧州委員会、

欧州連合の機能に関する条約については、

持続可能な投資を促進するための枠組みの確立、及び規則(EU)2019/2088⁴、特にその第10条(3)及び第11条(3)の改正に関する欧州議会及び理事会規則(EU)2020/852に関して、

一方:

- (1) 規則(EU)2020/852は、投資が環境的に持続可能である程度を確立する目的で、経済活動が環境的に持続可能であるか否かを決定するための一般的な枠組みを定めている。同規則は、環境的に持続可能なものとして利用可能な金融商品又は社債に関する金融市場参加者又は発行者の要件を定めた同盟又は加盟国によって採択された措置、金融商品を利用可能にする金融市場参加者、及び指令2013/34/EU欧州議会及び理事会⁵の指令第19a条/34/EU又は同指令第29a条に基づく連結非財務諸表の公表義務の対象となる事業に適用される。規則(EU) 2020/852の対象外の経済運営者または公的機関も、自発的に当該規則を適用することができる。
- (2) 規則(EU)2020/852の第10条(3)及び第11条(3)は、特定の経済活動が、それぞれ、気候変動の緩和又は気候変動の適応に実質的に寄与すると認められる条件を決定するための技術的スクリーニング基準を設定し、かつ、同規則第9条に規定されている関連する環境目的の各々について、経済活動が、これらの環境目的の1又は2以上に重大な害を及ぼさないか否かを決定するための技術的スクリーニング基準を設定する委任行為を、欧州委員会が採択することを要求している。

-

⁴ OJ L 198, 22.6.2020, p. 13.

⁵ 一定の種類の子次財務諸表、連結財務諸表および関連する報告に関する2013年6月26日付け欧州議会および理事会指令2013/34/EU
欧州議会及び理事会指令2006/43/ECを改正し、理事会指令78/660/EEC及び83/349/EECを廃止する約束(OJ L 182, 29.6.2013, p) 19).

- (3) (EU)規則(2020/852)第19条(1)、第(h)項に従い、技術的スクリーニング基準は、それらが言及する経済活動及び部門の性質及び規模、並びに経済活動が規則(EU)2020/852第10条(2)にいう移行経済活動であるか否か、又は同規則第16条にいう実施可能活動であるか否かを考慮するものとする。技術的選別基準が、規則(EU)2020/852第19条の要件を効果的かつ均衡のとれた方法で満たすためには、それらは、量的閾値又は最低要件として、相対的改善として、一組の定性的性能要件として、プロセス又は実務に基づく要件として、又はその活動自体がその性質上気候変動緩和に実質的に寄与し得る経済活動自体の性質の正確な説明として設定されるべきである。
- (4) 経済活動が気候変動の緩和又は気候変動の適応に実質的に寄与するかどうかを判断するための技術的スクリーニング基準は、経済活動が気候目標にプラスの影響を与えるか、又は気候目標にマイナスの影響を減少させることを確実にすべきである。したがって、これらの技術的選別基準は、経済活動がこれらの気候目標のいずれかに実質的に寄与するとみなすために達成すべき閾値またはパフォーマンスレベルを指すべきである。「重大な危害を及ぼさない」ための技術的スクリーニング基準は、経済活動が重大な負の環境影響を及ぼさないことを確実にすべきである。したがって、これらの技術的選別基準は、環境的に持続可能であると認定するために経済活動が満たすべき最低限の要件を規定すべきである。
- (5) 経済活動が気候変動の緩和又は気候変動の適応に実質的に寄与するか否かを判断するための技術的選別基準であって、環境目的のいずれにも重大な損害を与えないか否かを判断するための技術的選別基準は、関連する場合には、既存の組合法、ベストプラクティス、基準及び方法論、並びに国際的に評価されている公的機関によって策定された十分に確立された基準、慣行及び方法論に基づいて策定されるべきである。特定の政策分野に実行可能な代替案が客観的に存在しない場合には、技術的スクリーニング基準は、国際的に評価の高い民間団体によって開発された十分に確立された基準に基づいて構築することもできる。
- (6) 公平な競争条件を確保するために、同じ種類の経済活動は、各気候目標に対して同じ技術的スクリーニング基準の対象とされるべきである。したがって、技術的な選別基準は、できる限り、欧州議会および理事会⁶の規則(EC) No 1893/2006によって確立された経済活動のNACE改訂2分類システムに定められた経済活動の分類に従うことが必要である。企業及び金融市場参加者による技術的審査基準が設定されるべき関連する経済活動の特定を容易にするために、経済活動の具体的な記述には、当該活動に関連する可能性のあるNACEコードへの言及も含めるべきである。これらの参考文献は、指標として理解されるべきであり、その記述で提供される活動の具体的な定義に優先すべきではない。

-

⁶ 2006年12月20日の欧州議会及び理事会規則(EC)No 1893/2006、経済活動の統計的分類NACE改訂2及び理事会規則(EEC)No 3037/90、並びに特定の統計的ドメインに関する一定のEC規則(OJ L 3 93, 30.12.2006, p)の改正。1)。

- (7) 経済活動が気候変動の緩和に実質的に寄与すると認められる条件を決定するための技術的スクリーニング基準は、温室効果ガスの排出を回避し、そのような排出を削減し、又は温室効果ガスの除去及び長期的な炭素貯蔵を増加させる必要性を反映すべきである。したがって、まず、その目的を達成する可能性が最も高い経済活動やセクターに焦点を当てることが適切である。これらの経済活動及び部門の選択は、全体的な温室効果ガス排出量に占めるその割合、並びに温室効果ガスの排出を回避し、そのような排出を削減し、若しくは温室効果ガスの除去に寄与し、又は他の活動のためのこのような回避、削減、除去若しくは長期貯蔵を可能にする潜在的可能性に関する証拠に基づいて行われるべきである。
- (8) ライフサイクルでの温室効果ガス排出量を算定する方法は、頑健で広く適用可能であるべきであり、それによって部門内および部門間での温室効果ガス排出量算定の比較可能性を促進すべきである。したがって、規制(EU)2020/852を適用する事業体に対して十分な柔軟性を提供しつつ、そのような計算が必要な場合には、活動全体にわたって同じ計算方法を要求することが適切である。したがって、委員会勧告2013/179/EUは、ライフサイクルでの温室効果ガス排出量の算定に有用であり、代替としてISO 14067またはISO 14064-1規格を使用する可能性がある。水力発電部門のG-resツールや情報通信部門のETSI規格ES 203 199など、特定の部門のライフサイクル温室効果ガス排出量の計算に関する正確で比較可能な情報を提供するために、十分に確立された代替的なツールや基準が特に適している場合には、そのようなツールや基準を、その部門の追加的な代替手段として含めることが適切である。
- (9) 水力発電部門の活動のためのライフサイクル温室効果ガス排出量を計算する方法論は、新しいモデル化方法論、科学的知識、世界中の貯水池からの実証的測定を含め、その部門の特殊性を反映すべきである。したがって、水力発電部門の温室効果ガス排出量への正味の影響に関する正確な報告を可能にするためには、国際水力協会がユネスコ地球環境変動議長と協力して開発した、公的に無償で利用可能なG-resツールの利用を認めることが適切である。
- (10) 情報通信部門における活動のためのライフサイクル温室効果ガス排出量を計算する方法論は、その部門の特殊性、特に情報通信部門におけるライフサイクルアセスメントの運用のために欧州電気通信標準化機構(ETSI)によって提供された専門的な作業と指針を反映すべきである。したがって、ETSI基準のES 203 199を、その部門の温室効果ガス排出量を正確に計算する方法として使用することを考慮することが適切である。
- (11) 特定の活動に関する技術的スクリーニング基準は、かなりの技術的複雑性を有する要素に依存しており、これらの基準が満たされているかどうかの評価は、専門家の知識を必要とする可能性があり、投資家にとって実行可能ではない可能性がある。そのような評価を容易にするために、そのような活動に対する技術的スクリーニング基準の遵守は、独立した第三者によって検証されるべきである。
- (12) 規則(EU)2020/852第10条(1)の(i)で言及されている経済活動を可能にすることは、自らの実績を通じて気候変動緩和に実質的に寄与するものではない。このような活動は、他の活動が低炭素レベルの環境パフォーマンスで実施されることを直接可能にすることによって、経済の炭素削減に重要な役割を果たす。したがって、技術的スクリーニング基準は以下の通りである。

目標とする活動を低炭素化し、又は温室効果ガスの削減につなげるために不可欠な役割を果たす経済活動のために定められたもの。これらの技術的選別基準は、それらに準拠する活動が、規則(EU)2020/852第16条のセーフガードを尊重すること、特に、活動が資産の固定化をもたらさず、実質的なプラスの環境影響を有することを確実にすべきである。

- (13) 規則(EU)2020/852第10条(2)に言及されている移行経済活動は、技術的にも経済的にも実行可能な低炭素代替物に置き換えることはできないが、気候中立経済への移行を支持する。これらの活動は、化石燃料への依存の段階的廃止を支援することを含め、現在の高い炭素排出量を大幅に削減することにより、気候変動を緩和する上で重要な役割を果たすことができる。したがって、技術的な選別基準は、ゼロに近い炭素解決策がまだ実行可能でないか、またはゼロに近い炭素活動が存在するが、大きな温室効果ガス削減の可能性が最も高い規模ではまだ実行可能ではない経済活動に対して設定されるべきである。これらの技術的選別基準は、それらに準拠する活動が規則(EU)2020/852第10条(2)のセーフガードを尊重すること、特に、その活動が部門又は産業において最良のパフォーマンスに相当する温室効果ガス排出を有し、低炭素代替物の開発及び展開を妨げず、かつ、炭素集約的資産の固定化をもたらさないことを確実にすべきである。
- (14) 現在進行中の共通農業政策(CAP)に関する交渉を踏まえ、また、グリーンディールの環境と気候に関する野心を達成するために、様々な手段にわたって一貫性を高めるために、農業のための技術的選別基準の設定を遅らせるべきである。
- (15) 森林は、気候変動の結果、ストレスが増大しつつあり、これは、有害動植物、疾病、極端な気象現象及び森林火災のような圧力の他の主要な要因を悪化させる。その他のストレスは、農村からの放棄、土地利用の変化による管理の欠如、分断、木材、林産物、エネルギーに対する需要の増加による管理の集約化、インフラ整備、都市化、土地利用の拡大によるものである。同時に、森林は、生物多様性の損失を逆転させ、気候変動の緩和と適応への野心を高め、特に洪水、干ばつ、野火による災害リスクを低減し、制御し、循環的なバイオ経済を促進するという連邦の目標に到達する上で、極めて重要な役割を果たす。気候の中立性と健全な環境に到達するためには、土地利用、土地利用変化、林業(「LULUCF」)部門で最大の炭素吸収源である森林面積の質と量の両方を改善する必要がある。森林に関連した活動は、二酸化炭素の純吸収量を増加させること、炭素貯蔵を維持すること、並びに、物質及び再生可能エネルギーを提供することにより、気候変動への適応、生物多様性、サーキュラー・エコノミー、持続可能な水資源及び海洋資源の利用及び保護、並びに汚染の予防及び抑制のためのコベネフィットを生み出すことにより、気候変動の緩和に貢献することができる。従って、造林、森林回復、森林管理及び森林保全活動のための技術的選別基準が定められるべきである。これらの技術的選別基準は、同盟の気候変動への適応、生物多様性、サーキュラー・エコノミーの目的に完全に合致しているべきである。
- (16) 森林生態系における温室効果ガス排出削減量と炭素貯蔵量の推移を測定するためには、森林所有者が気候便益分析を行うことが適切である。小規模な森林所有者、特に13ヘクタール未満の森林所有者の比例性を反映し、管理上の負担を最小限に抑えるために、気候便益分析を実施するためには、13ヘクタール未満の森林保有を義務付けるべきではない。管理を削減するために

さらに、より小規模な森林所有者は、10年ごとに実施される計算を証明するために、他の所有物との集団評価を実施することが認められるべきである。気候変動に関する政府間パネル(IPCC)7のデータに基づいて、国連食糧農業機関(FAO)が提供するツールなど、小規模森林経営者のコストの大きさを推定し、コストと負担を最小限に抑えるための適切な無償ツールが利用可能である。このツールは、特に、特定の値、大規模保有の詳細な計算、デフォルト値、小規模所有者の簡易計算など、様々なレベルの分析に適合させることができる。

- (17) 2019年12月11日の欧州グリーンディール⁸、2020年5月20日の「2030年のためのEU生物多様性戦略」に関する欧州委員会、2020年9月17日の「2030年のためのEU生物多様性戦略」に関する欧州委員会、及び2020年9月17日の「2030年の欧州気候野望の高揚-同盟のより広範な生物多様性及び気候中立性の野望に沿った、より広範な生物多様性及び気候中立性の野望のための気候中立的な将来への投資」からの連絡のフォローアップにおいて、2021年2月24日の欧州委員会からの連絡「気候に強靱な欧州-気候変動への適応に関する新たなEU戦略-」及び2021年に計画された新たな森林戦略と共に、森林活動の技術的選別基準は、規則2020/852の第15条(2)に記す委任された法律の採択時に補完され、見直され、必要に応じて改訂されるべきである。これらの技術的選別基準は、自然林業に近いなど、開発中の生物多様性に優しい慣行をより良く考慮に入れるために見直されるべきである。
- (18) 温室効果ガスの排出を削減し、土地の炭素吸収源を強化することの重要性を考えると、湿地の回復は、気候変動の緩和に大きく貢献する可能性がある。湿地の回復はまた、気候変化の影響の緩和を含め、気候変化の適応に利益をもたらし、生物多様性の損失を逆転させ、水の量と質を維持するのに役立つ。「ヨーロッパのグリーンディール」との整合性、「ヨーロッパの2030年の気候野望を高める」コミュニケーション、および2030年のEU生物多様性戦略との整合性を確保するために、技術的スクリーニング基準は湿地の回復も対象とすべきである。
- (19) 製造部門では、ユニオン¹²の直接排出量の約21%を排出しています。この排出源は、連邦では3番目に大きな排出源であり、気候変動の緩和に重要な役割を果たすことができる。同時に、

⁷ EX-Ante Carbon-balance Tool(EX-ACT)([採択日]の版:<http://www.fao.org/inaction/epic/ex-act-tool/suite-of-tools/ex-act/en/>)

⁸ 欧州委員会から欧州議会、欧州理事会、理事会、欧州経済社会委員会及び地域委員会への連絡: 欧州グリーン取引(COM/2019/640最終)

⁹ 欧州委員会から欧州議会、欧州理事会、理事会、欧州経済社会委員会、地域委員会への連絡:2030年のEU生物多様性戦略 自然を我々の生活に戻す(COM/2020/380最終版)。

¹⁰ 欧州委員会から欧州議会、理事会、欧州経済社会委員会、地域委員会への連絡:ヨーロッパの2030年を加速

私たちの人々の利益のために、気候の中立的な未来に投資する(COM/2020/562最終版)。

¹¹ 欧州委員会から欧州議会、理事会、欧州経済社会委員会及び地域委員会への連絡:気候に強靱な欧州の形成

- 気候変動への適応に関する新EU戦略(COM(2021)82最終)

¹² 直接排出量を表す部門別排出量の割合、および2018年からのユーロスタットデータに基づく。2019年(NACEレベル2)は、関連するNACEコードを持たない建設部門を除き、様々な部門で排出量が考慮されている([採択日]:https://ec.europa.eu/info/news/new-rules-greener-and-smarter-building-s-will-increase-quality-life-europeans-2019-apr-15_en)。

製造業は、他の部門が低炭素となるために必要とする製品及び技術を製造することにより、温室効果ガス排出の回避及び経済の他の部門における削減を可能にする重要な部門となり得る。したがって、製造部門の技術的スクリーニング基準は、温室効果ガス排出量が最も高い製造活動と、低炭素製品・技術の製造の両方について規定されるべきである。

- (20) 技術的にも経済的にも実行可能な低炭素代替物質は存在しないが、気候中立経済への移行を支援する製造活動は、規則(EU)2020/852第10条(2)で言及されているように、移行経済活動とみなされるべきである。温室効果ガス排出の削減を奨励するために、これらの活動の技術的スクリーニング基準の閾値は、ほとんどの場合、生産量あたりの温室効果ガス排出量に基づいて、各部門のベストパフォーマンスを上げた者によってのみ達成可能なレベルに設定されるべきである。
- (21) 規則(EU)2020/852の第10条(2)に記す移行的な製造活動が、炭素削減への信頼できる道筋にとどまることを確実にするために、また、同規則の第19条(5)に従い、これらの経済活動の技術的選別基準は、少なくとも3年ごとに見直されるべきである。このレビューには、技術的なスクリーニング基準が最も適切な基準によって支えられているかどうか、およびこれらの活動からのライフサイクル排出が十分に考慮されているかどうかの分析を含めるべきである。このレビューでは、技術開発の観点から、回収された炭素の潜在的な利用についても評価すべきである。鉄鋼の製造に関しては、水素を用いた低炭素鋼パイロット製造プロセスからの新しいデータと証拠をさらに考慮すべきであり、EU排出量取引スキームと技術的スクリーニング基準における他の可能なベンチマークの使用をさらに評価すべきである。
- (22) (EU)規則(2020/852)第10条(1)の(i)に記す実施可能な活動であると考えられる製造活動については、技術的な選別基準は、製造された製品の性質に主として基づくべきであり、適当な場合には、これらの製品が他の部門における温室効果ガス排出の回避又は削減に実質的に貢献できることを確実にするための追加の量的閾値と組み合わせられるべきである。温室効果ガスの排出を回避し、その排出を削減し、又は温室効果ガスの吸収及び長期的な炭素貯蔵を増加させる可能性が最も高い活動を優先するという事実を反映させるために、製造活動を可能にすることは、これらの経済活動及び部門が実施されるために必要な製品の製造に焦点を当てるべきである。
- (23) 電力用電気機器の製造は、連邦の電力グリッドにおける再生可能エネルギー源から供給される電力のアップグレード、吸収、および変動の補償、ゼロエミッション車両の充電、およびスマートな温室効果ガス用途の展開に重要な役割を果たす。同時に、電気用電気機器の製造は、再生可能エネルギーの利用と家庭用機器の良好な管理を一層促進することを目的として、スマートハウジングのコンセプトの開発を可能にするかもしれない。したがって、製造部門における技術的スクリーニング基準を補完し、気候変動の緩和と気候変動への適応に大きく寄与する電気機器の製造の可能性を評価する必要があるかもしれない。

- (24) エネルギー効率化対策や、オンサイト再生可能エネルギー技術の導入などの他の気候変動緩和措置、および既存の最先端技術は、製造部門における大幅な温室効果ガス排出削減につながる可能性がある。従って、これらの措置は、技術的な選別基準が設定されるべき製造部門における経済活動を支援し、気候変動緩和に実質的に寄与するためのそれぞれの性能基準及び閾値に達するために重要な役割を果たすことができる。
- (25) エネルギー部門は、同盟における直接的な温室効果ガス排出量の約22%を占め、他の部門におけるエネルギーの使用を考慮すると、これらの排出量の約75%を占める。このように、気候変動の緩和に重要な役割を果たしている。エネルギー部門は、温室効果ガス排出量を削減する重要なポテンシャルを有しており、この部門におけるいくつかの活動は、エネルギー部門の再生可能な、または低炭素の電力または熱への移行を促進する活動として機能する。従って、エネルギーサプライチェーンに関連する広範な活動のための技術的スクリーニング基準を確立することが適切である。それは、異なる発生源から、送電・配電ネットワーク、貯蔵、ヒートポンプ、バイオガス・バイオ燃料の製造にいたるまで、電気や熱の発生から、様々な供給源にいたるまでの幅広い活動のための技術的スクリーニング基準を確立することである。
- (26) コージェネレーション活動を含め、発電または熱発電活動が気候変動の緩和に実質的に寄与するかどうかを判断するための技術的スクリーニング基準は、温室効果ガスの排出が削減または回避されることを確実なものとするべきである。温室効果ガス排出量に基づく技術的スクリーニング基準は、これらの活動の脱炭素化の道筋を示すものであるべきである。長期的な炭素削減を促進する活動を可能にするための技術的スクリーニング基準は、主に活動の性質または利用可能な最良の技術に基づくべきである。
- (27) 規則(EU)2020/852は、「気候中立エネルギー」の重要性を認識し、委員会に対し、関連するすべての既存技術の潜在的な貢献と実現可能性を評価することを要求している。原子力については、その評価は依然として進行中であり、専用プロセスが完了したら、委員会は、本規則の文脈におけるその結果に基づいてフォローアップを行う。
- (28) 規則(EU)2020/852第10条(2)に規定されている移行活動の法的境界は、排出削減の可能性が大きい温室効果ガス集約的活動に関する制約を規定している。このような移行活動は、技術的にも経済的にも実行可能な低炭素代替物質が存在しない場合には、気候変動の緩和に実質的な貢献をするはずである。ただし、低炭素代替物質が産業革命前の水準よりも1.5°C高い気温上昇を抑制する経路と両立し、クラス最高の性能を反映し、低炭素代替物質の開発と展開を妨げず、炭素集約的資産の固定化につながらないことを条件とする。さらに、同規則の第19条は、特に、技術的選別基準が決定的な科学的証拠に基づくべきであることを要求している。天然ガス活動がこれらの要件を満たす場合、それらは将来の委任された行為に含まれる。これらの活動のために、気候変動緩和への実質的な寄与を評価し、他の環境目標に対して「重大な害を及ぼさない」ための技術的スクリーニング基準は、将来の委任された行動において特定される。これらの要件を満たさない活動は、規則(EU)2020/852の下では認められない。温室効果ガス排出削減における重要な技術としての天然ガスの役割を認識するため、委員会は、排出削減に寄与する活動が適切な資金を奪われないことを確保するための具体的な法律を検討する。

- (29) 送配電網と同様に、発電または熱発電活動に関する技術的選別基準は、メタン排出¹³を削減する欧州連合の戦略に関する2020年10月14日の欧州委員会からの情報との整合性を確保すべきである。したがって、その戦略のフォローアップとして確立された将来の測定指標と要件を反映するために、これらの技術的スクリーニング基準を見直し、補完し、必要に応じて改訂する必要があるかもしれない。
- (30) バイオエネルギーからの暖房、冷房、電力の生産、および輸送用バイオ燃料とバイオガスの生産のための技術的選別基準は、持続可能な収穫、炭素算定、温室効果ガス排出削減のための要件を定めた欧州議会および理事会¹⁴の指令(EU)2018/2001の下で定められたセクターの包括的な持続可能性の枠組みと整合していなければならない。
- (31) 欧州グリーンディール、欧州気候法案、2030年のEU生物多様性戦略のフォローアップにおいて、また、同盟の生物多様性と気候中立性の野望に従い、バイオエネルギー活動の技術的選別基準は、規則2020/852第15条(2)に記す委任された法律の採択時に、また、指令(EU)2018/2001及びその将来の改正を含む関連連合法を考慮に入れて、最新のエビデンスベース及び政策展開を考慮に入れるために、補完され、見直され、必要な場合には改訂されるべきである。
- (32) 上下水道、廃棄物、浄化部門からの温室効果ガス排出は比較的少ない。それにもかかわらず、この部門は、他の部門での温室効果ガス排出削減に貢献する大きな可能性を持っている。特に、バージン原料を置き換えるための二次原料の供給、化石製品、肥料、エネルギーの置き換え、回収された二酸化炭素の輸送と永久貯留を通じてである。さらに、メタン排出量を削減するためには、嫌気性消化や、生物系廃棄物の埋立を回避するために分別収集された生物系廃棄物の堆肥化が特に重要である。したがって、廃棄物活動の技術的スクリーニング基準は、これらの活動がその部門に特定のベストプラクティスを適用することを条件に、これらの活動が気候変動緩和に実質的に貢献していると認識すべきである。これらの技術的選別基準はまた、廃棄物処理の選択肢が廃棄物階層のより高いレベルに沿っていることを確実にすべきである。技術的な選別基準は、分離して回収された非有害廃棄物の二次原料への分別の最低割合を一律に設定する活動を気候変動緩和に大きく寄与すると認識すべきである。しかし、個々の物質流の気候緩和ポテンシャルを十分に満たすために、廃棄物の再処理に関する統一的に設定された目標に基づく技術的選別基準は、現段階では不可能である。したがって、これらの技術的スクリーニング基準をさらに評価し、見直す必要があるかもしれない。統一的に設定された目標は、廃棄物に関する連合法制において加盟国が取り組む廃棄物管理目標を損なうものであってはならない。関連する活動については

¹³ 欧州委員会から欧州議会、理事会、欧州経済社会委員会、地域委員会への連絡:メタン排出削減のためのEU戦略(COM/2020/663最終)。

¹⁴ 再生可能エネルギー源からのエネルギー利用の促進に関する2018年12月11日の欧州議会及び理事会指令(EU)2018/2001(OJ L 328, 21.12.2018, p) 82)。

¹⁵ 設立に関する欧州議会及び理事会規則の改正案
気候の中立性を達成し、規制(EU)2018/1999(欧州気候法)、COM/2020/563最終を改正するための枠組み。

集中排水処理システムと同様に、集中排水処理システムも、これらの技術的スクリーニング基準は、エネルギー消費に関連する絶対的性能と相対的性能改善目標、および、適切な場合には、給水システムにおける漏洩レベルなどの代替測定指標を考慮に入れるべきである。

- (33) 運輸部門は全エネルギーの3分の1を消費し、全米の直接的な温室効果ガス排出量の約23%を占めている。したがって、輸送船隊とインフラを決定することは、気候変動緩和において中心的な役割を果たすことができる。運輸部門の技術的な選別基準は、人やモノの輸送をより低い排出モードに移行させる必要性和、クリーンな移動を可能にするインフラの構築の必要性を考慮しつつ、その部門からの主要な排出源の削減に焦点を当てるべきである。したがって、運輸部門の技術的スクリーニング基準は、他の輸送モードと比較したその輸送モードの性能も考慮しつつ、一つの輸送モード内の性能に焦点を当てるべきである。
- (34) 温室効果ガスの排出を削減し、それによって運輸部門の温暖化に貢献する可能性を考えると、海運と航空は、低炭素経済への移行のための重要な輸送モードである。2020年12月9日に欧州委員会が発表した「持続可能でスマートモビリティ戦略-将来の¹⁶に向けた欧州輸送の軌道に乗せる-」によれば、2030年までにゼロ・エミッション船が上市される見込みである。この戦略によれば、大型のゼロ・エミッション航空機は、2035年までに短期間で市場に出る準備ができ、一方、より長い距離での脱炭素化は、再生可能で低炭素の燃料に依存すると予想される。また、これらのセクターの持続可能な資金調達基準についても、個別の研究が実施されている。したがって、海上輸送は、規則(EU)2020/852第10条(2)にいう移行経済活動とみなされるべきである。輸送は、物資を輸送する最も炭素集約度の低い方法の一つである。他の輸送手段と比較して船舶の平等な取扱いを確保するために、海上輸送に関する技術的な選別基準が確立されるべきであり、2025年末まで適用されるべきである。しかしながら、海上輸送を更に評価し、適切な場合には、2026年時点で適用可能な海上輸送の技術的選別基準を確立することが必要である。また、航空輸送をさらに評価し、適切な場合には関連する技術的選別基準を確立することも必要であろう。さらに、特定の輸送モードのための低炭素輸送インフラの技術的スクリーニング基準を確立すべきである。しかし、輸送インフラがモーダルシフトに貢献する可能性を考慮すると、低炭素輸送モード、特に内陸水路に不可欠なインフラ全体のための関連する技術的スクリーニング基準を評価し、適切な場合には確立する必要がある。技術的評価の結果に応じて、規則(EU)2020/852第12条(2)、第13条(2)、第14条(2)及び第15条(2)に記す委任された行為の採択時に、この前文に記す経済活動に関連する技術的スクリーニング基準も設定すべきである。
- (35) 持続可能とみなされる輸送活動が化石燃料の利用を促進しないことを確実にするために、関連活動の技術的スクリーニング基準は、化石燃料の輸送に特化した資産、操業およびインフラストラクチャーを除外すべきである。一方

¹⁶ 欧州委員会から欧州議会、理事会、欧州経済社会委員会、地域委員会、持続可能かつスマート・モビリティ戦略への連絡-欧州輸送を将来の軌道に乗せる(COM/2020/789最終版)。

この基準を適用するには、関連する既存の市場慣行に沿って、複数の用途、異なる所有権、利用者の取り決め、燃料混合率を認識する必要がある。持続可能な金融プラットフォームは、この基準の使い勝手を、そのマンドートを果たす文脈で評価すべきである。

- (36) エネルギー消費量の40%、炭素排出量の36%は、連邦内の全部門の建築物が占めている。したがって、建築物は、気候変動の緩和において重要な役割を果たすことができる。したがって、新築建築物の建設、建築物の改修、異なるエネルギー効率機器の設置、現場での自然エネルギー、エネルギーサービスの提供、および建築物の取得と所有のために、技術的なスクリーニング基準が定められるべきである。これらの技術的選別基準は、これらの活動が建築物のエネルギー性能、及び関連する温室効果ガス排出量及び埋め込み炭素に及ぼす潜在的影響に基づくべきである。新築の建物については、技術的な選別基準を見直し、これらの基準が連邦の気候とエネルギー目標と整合性を保つようにする必要があるかもしれない。
- (37) 活動の不可欠な部分である資産又は施設の建設であって、その活動が気候変動の緩和に実質的に寄与すると認められる条件を決定する技術的な選別基準が確立されるべきであるものは、その経済活動が遂行されるための重要な条件となり得る。従って、その建設が関連する活動の一部として、特にエネルギー部門、上下水道、廃棄物及び修復部門並びに輸送部門における活動のために、そのような資産又は施設の建設を含めることが適切である。
- (38) 情報通信部門は、温室効果ガス排出量に占める割合が増加し続けている部門である。同時に、情報通信技術は、例えば、温室効果ガス排出削減を可能にする意思決定に役立つ解決策を提供するなど、他の部門における気候変動緩和及び温室効果ガス排出削減に貢献する可能性を有する。したがって、大量の温室効果ガスを排出するデータ処理およびホスティング活動、および他の部門における温室効果ガス排出削減を可能にするデータ駆動型ソリューションのために、技術的スクリーニング基準を定めるべきである。これらの活動のための技術的選別基準は、その部門のベストプラクティスと基準に基づくべきである。これらは、情報通信技術のハードウェアソリューションの耐久性の向上による温室効果ガス削減ポテンシャル、および温室効果ガス排出削減を可能にするために各部門に直接導入されるデジタル技術のポテンシャルを考慮に入れて、将来見直され、更新される必要があるかもしれない。さらに、電子通信ネットワークの展開と運用は、かなりの量のエネルギーを使用し、温室効果ガス排出の大幅な削減をもたらす可能性がある。したがって、これらの活動を評価し、適切な場合には、関連する技術的選別基準を確立する必要があるかもしれない。
- (39) さらに、気候変動緩和への実質的な寄与のための技術的スクリーニング基準がそれぞれのパフォーマンスのために確立されるべき経済活動の不可欠な部分である情報通信技術ソリューションは、これらの異なる活動がこれらの基準の下で設定された基準としきい値に達するのを支援する上で、特に重要である。

- (40) 研究、開発、イノベーションは、他の部門がそれぞれの気候変動緩和目標を達成することを可能にする可能性がある。したがって、研究、開発、イノベーション活動の技術的スクリーニング基準は、温室効果ガス排出削減のためのソリューション、プロセス、技術、その他の製品の可能性に焦点を当てるべきである。規則EU 2020/852第10条(1)の(i)に記す活動を可能にするための研究は、これらの経済活動及びその目標とする活動が、温室効果ガス排出量を実質的に削減すること、又はそれらの技術的及び経済的実現可能性を改善し、最終的にそれらの拡大を促進することを可能にする上で、重要な役割を果たすことができる。研究はまた、規制EU 2020/852の第10条(2)で言及されている移行活動の更なる炭素削減に重要な役割を果たすことができる。それは、これらの活動が、それらの活動に対する気候変動緩和への実質的な寄与のための技術的スクリーニング基準で指定された閾値と比較して、実質的に低い温室効果ガス排出レベルで実施されることを可能にすることである。
- (41) さらに、気候変動緩和への実質的な寄与のための技術的スクリーニング基準がそれぞれのパフォーマンスのために確立されるべき経済活動の不可欠な部分である研究、開発及びイノベーションは、これらの異なる活動がこれらの基準の下で設定された基準及び閾値に達するのを支援する上で、特に重要である。
- (42) 経済活動が気候変動の適応に実質的に寄与すると認められる条件を決定するための技術的スクリーニング基準は、気候変動が経済のすべての部門に影響を与える可能性が高いという事実を反映すべきである。その結果、すべての部門は、現在の気候と予想される将来の気候の悪影響に適応する必要がある。しかし、気候変動への適応に実質的に貢献する経済活動が、規則(EU)2020/852第9条に規定されているその他の環境目的のいずれにも重大な損害をもたらさないことを確保する必要がある。したがって、まず、気候変動緩和のための技術的スクリーニング基準の対象となる部門及び経済活動について、環境目的に関連する「重大な損害を与えない」基準を含め、気候変動適応の技術的スクリーニング基準を設定することが適切である。気候変動への適応に実質的に寄与すると考えられる経済活動の記述は、適切な「重大な被害を及ぼさない」基準が決定できる範囲に対応するべきである。経済の全体的な気候回復力を高める必要性に鑑み、関連する「重大な危害基準を設けない」ことを含む技術的スクリーニング基準を、将来、追加的な経済活動のために策定すべきである。
- (43) 技術的選別基準は、特にエネルギーの送電または貯蔵インフラ、または輸送インフラを含む、可能な限り広範な重要インフラストラクチャが、現在の気候および予想される将来の気候の悪影響に適合することを確実にすべきであり、それによって、市民の健康、安全、安全、または経済的福利に対する深刻な悪影響、または加盟国における政府の効果的な機能に対する深刻な悪影響を防止すべきである。しかし、洪水に対する防護のためのインフラの特殊性をよりよく考慮するために、これらの技術的な選別基準を見直す必要があるかもしれない。
- (44) さらに、教育、人間の健康、社会的労働、芸術、娯楽及びレクリエーション活動のための技術的スクリーニング基準も確立されるべきである。これらの活動は、社会全体の集団的な回復力を高めるために不可欠なサービスと解決策を提供し、気候リテラシーと意識を高めることができる。

- (45) ある経済活動が、規則(EU)2020/852第11条(1)の(a)に従った適応策を含めることにより、気候変動の適応に実質的に寄与しているかどうかを判断するための技術的スクリーニング基準は、特定された気候リスクに対する経済活動の回復力を、これらの活動にとって重要なものに高めることを目的とすべきである。技術的スクリーニング基準は、関係する経済事業者が気候変動リスク評価を実施し、その評価で特定された最も重要なリスクを低減する適応策を実施することを要求すべきである。技術的選別基準はまた、適応のニーズと解決策の文脈と立地特有の性質を考慮に入れるべきである。さらに、技術的な選別基準は、環境と気候の目的の完全性を保証すべきであり、実施される解決策のタイプに関して不釣り合いに規定すべきではない。これらの技術的選別基準は、気候及び気象に関連する災害を予防し、そのような災害のリスクを管理し、重要なインフラストラクチャーの回復力を確保する必要性を考慮に入れるべきであり、そのような災害のリスクを評価し、そのような災害の影響を緩和することに関する関連連合法に従うべきである。
- (46) ある経済活動が、気候変動への適応、研究、開発、イノベーション、気候関連の危機の引受けから成る損害保険、および再保険に特化した工学的活動および関連する技術コンサルタントのために、規則(EU)2020/852第11条(1)の(b)に従って適応解決策を提供することにより、気候変動適応に実質的に寄与しているかどうかを判断するための技術的スクリーニング基準を確立すべきである。これらの活動は、悪影響のリスクを増加させることなく、現在の気候及び予想される将来の気候の人、自然又は資産に対する悪影響のリスクの防止又は低減に実質的に寄与する適応策を提供する可能性を有する。
- (47) 技術的スクリーニング基準は、特定の経済活動が、規則(EU)2020/852第11条(1)、(b)、(EU)2020/852号の第11条(1)、(b)に従って適応解決策を提供することによって、または同規則第11条(1)の(a)に従って適応解決策を含めることによって、気候変化の適応に実質的に寄与する可能性があることを認識すべきである。森林活動、湿地の復元、番組制作、放送、教育、創造的、芸術、娯楽活動のための技術的スクリーニング基準は、その可能性を認識すべきである。これらの活動は、現在の気候及び予想される将来の気候の悪影響に適応されるべきであるが、また、人、自然又は資産に対する悪影響のリスクの防止又は低減に実質的に寄与する適応策を提供する可能性を有する。
- (48) 経済活動が気候変動への適応に実質的に寄与しているかどうかを判断するための技術的スクリーニング基準は、経済活動が気候に対して回復力を持たせられるようにするか、あるいは他の活動が気候に対して回復力を持つようになるための解決策を提供するようにするべきである。経済活動が気候に対して回復力があるものとされる場合には、その活動に重要な物理的・非物理的リスクを実質的に低減する物理的・非物理的解決策の実施は、気候変動への適応に向けたその活動の実質的な寄与を表す。したがって、活動の気候を回復力のあるものとするために必要なすべてのステップに要する資本支出のみを、環境的に持続可能であるとみなされる経済活動に関連する資産又はプロセスに関連する資本支出及び営業支出の割合として考慮すべきであり、かつ、回復力を有するものとされた経済活動からの売上高は、次のものから導き出されたものとしてカウントすべきではない。

環境的に持続可能であるとみなされる経済活動に関連する製品やサービス。しかしながら、規則(EU)2020/852の第11条(1)の(b)に従って適応を可能にする経済活動の中核事業が、技術、製品、サービス、情報又は慣行を、設備投資に加えて、他の人々、自然、文化遺産、資産又はその他の経済活動の物理的気候リスクに対する回復力のレベルを高めることを目的として提供する場合には、これらの経済活動に関連する製品又はサービスから生じる売上高は、環境的に持続可能であるとみなされる経済活動に関連する製品又はサービスから生じる売上高の割合とみなすべきである。

- (49) 気候変動の緩和又は気候変動の適応に実質的に寄与する経済活動が、他の環境目的のいずれにも重大な損害をもたらさないかどうかを判断するための技術的スクリーニング基準は、環境目的の一つへの寄与が他の環境目的を犠牲にして行われないことを確実にすることを目的とすべきである。したがって、「重大な危害を及ぼさない」基準は、環境的に持続可能な活動の分類の環境的完全性を確保する上で不可欠な役割を果たす。与えられた環境目的のための「重大な危害を及ぼさない」基準は、その目的に重大な危害を与える危険性がある活動に対して特定されるべきである。「重大な危害を及ぼさない」基準は、現行の連合法の関連要件を考慮に入れ、それに基づいて策定されるべきである。
- (50) 気候変動への適応に実質的に寄与する活動が、気候変動の緩和に重大な悪影響を及ぼさないことを確実にするための技術的スクリーニング基準は、気候変動への適応に実質的に寄与する可能性がある一方で、重大な温室効果ガス排出を生じるリスクがある活動について定められるべきである。
- (51) 気候変動は、経済のすべての部門に影響を与える可能性が高い。したがって、気候変動の緩和に実質的に寄与する経済活動が、気候変動の適応に重大な悪影響を及ぼさないことを確実にするための技術的スクリーニング基準は、これらの経済活動のすべてに適用されるべきである。これらの基準は、活動にとって重要な既存及び将来のリスクが特定され、事業継続への潜在的な損失又は影響を最小化又は回避するための適応策が実施されることを確実にすべきである。
- (52) 水及び海洋資源の持続可能な利用及び保護に「重大な損害を及ぼさない」ための技術的選別基準は、そのような持続可能な利用及び保護にリスクを及ぼす可能性のあるすべての活動について規定されるべきである。これらの基準は、水の使用及び保護管理計画に従って、環境劣化のリスクが特定され、対処されることを要求することによって、活動が地表水及び地下水を含む水域の良好な状態又は良好な生態学的可能性、又は海洋の良好な環境状態に悪影響を及ぼすことを回避することを目的とすべきである。
- (53) サーキュラー・エコノミーへの移行に対する「重大な危害を及ぼさない」ための技術的選別基準は、経済活動が資源の利用における非効率性やロックイン線形生産モデルをもたらさないこと、廃棄物が回避または削減されること、および避けられない場合には廃棄物階層に従って管理されることを確実にするために、特定の部門に合わせて調整されるべきである。また、これらの基準は、経済活動がサーキュラー・エコノミーへの移行という目的を損なわないようにするべきである。

- (54) 公害の防止及び管理に対する「重大な害を及ぼさない」ための技術的選別基準は、関連する大気、水域又は土地への汚染の発生源及び種類に対処する部門の特殊性を反映すべきであり、関連する場合には、欧州議会及び理事会¹⁷の指令2010/75/EUに基づいて確立された利用可能な最良の技術に言及すべきである。
- (55) 生物多様性及び生態系の保護及び回復に対する「重大な危害を及ぼさない」ための基準は、生息地、種又は生態系の状態又は状態にリスクをもたらす可能性のあるすべての活動について特定されるべきであり、また、関連する場合には、環境影響評価又は適切な評価が行われ、そのような評価からの結論が実施されることを要求すべきである。これらの基準は、環境影響評価又はその他の適切な評価を実施する要件がない場合であっても、活動が法的に保護されている種の攪乱、捕獲若しくは殺害又は法的に保護されている生息地の劣化につながらないことを確実なものとするべきである。
- (56) 技術的選別基準は、連合及び国内法に定められた環境、健康、安全及び社会的持続可能性に関する規定を遵守すること、並びに適用可能な場合には、その点に関して適切な緩和措置を採択することの要件を損なうものであってはならない。
- (57) 本規則の規定は密接に関連している。なぜなら、ある経済活動が気候変動の緩和又は気候変動の適応に実質的に寄与しているかどうか、また、そのような経済活動が、規則(EU)2020/852第9条に規定されている他の環境目的の1つ又は複数に重大な害を及ぼさないかどうかを決定するための基準を扱っているからである。同時に発効すべきこれらの規定間の一貫性を確保し、利害関係者のための法的枠組みの包括的な見解を促進し、規則(EU)2020/852の適用を促進するために、これらの規定を単一の規則に含める必要がある。
- (58) 規則(EU)2020/852の適用が、技術的、市場的及び政策的進展とともに進化することを確実にするために、本規則は、定期的に見直され、適当な場合には、気候変動の緩和又は気候変動の適応に実質的に寄与していると考えられる活動及び対応する技術的選別基準に関して修正されるべきである。
- (59) (EU)規則2020/852第10条(6)及び第11条(6)を遵守するために、本規則は2022年1月1日から適用されるべきである。

この規則を採択した。

第一条

経済活動が、気候変動の緩和に実質的に寄与すると認められる条件を決定し、その経済活動が、規則(EU)2020/852第9条に規定されている他の環境目的のいずれにも重大な損害をもたらさないかどうかを決定するための技術的スクリーニング基準は、本規則の附属書IIに記載されている。

-

¹⁷ 産業排出に関する2010年11月24日の欧州議会および理事会指令2010/75/EU(統合汚染予防および管理(OJ L 334、17.12.2010、p)). 17).

第二条

経済活動が気候変動への適応に実質的に寄与すると認められる条件を決定し、その経済活動が、規則(EU)2020/852第9条に規定されている他の環境目的のいずれにも重大な損害をもたらさないかどうかを決定するための技術的スクリーニング基準は、本規則の附属書IIIに記載されている。

第三条

本規則は、欧州連合公報におけるその公告の20日後に施行する。

2022年1月1日から適用する。

本規則は、その全体を拘束し、すべての加盟国において直接適用される。ブリュッセルで行った。

委員会のために
ウルシュラ・ヴォン・デル・リーン